

## 町田市「子ども110番の家」事業活動災害補償制度

町田市「子ども110番の家」事業活動災害補償は、「子ども110番の家」活動に直接関連して、本活動の協力者や建物等に被害があった場合に、協力者等またはその遺族に見舞金を支払う制度です。

補償に関しては、「傷害事故に係る補償」と「財物損壊事故に係る補償」の2種類があります。

### 【傷害事故に係る補償】

- 対象者：協力者本人、協力者の配偶者、協力者もしくは協力者の配偶者と生計を共にする同居の親族（協力者の6親等以内の血族および3親等以内の姻族。）もしくは別居の未婚の子、または、協力者に雇用され登録建物内で働く従業員（アルバイトを含む。）

### 【財物損壊事故に係る補償】

- 登録建物：登録者の住居または店舗建物で、「子ども110番の家」として活動団体に登録されているもの（付随する庭、車庫、物置等を含む）
- 収容動産：登録建物内の協力者等の所有物または賃借物（自動車・原動機付自転車は除く）

### ○「傷害事故に係る補償」及び「財物損壊事故に係る補償」補償内容

	担保区分	対象となるもの（人）	見舞金の金額
	補償内容	財物の損壊	建物損害
収容物損害			3万円
死亡		協力者本人 協力者の家族 協力者の使用人	1000万円
後遺障がい			【重度】 1000万円
			【中度】 300万円
			【軽度】 30万円 (後遺障がいの状況に応じて)
入院	5万円		
通院	1万円		